

# 全国ボート場所在市町村協議会規約

## (名称)

第1条 この会の名称は、全国ボート場所在市町村協議会(以下「協議会」という。)とし、略称を「ボートサミット」とする。

## (目的)

第2条 本協議会は、全国ボート場所在市町村の文化、経済など広い範囲にわたり、共通の基盤を有する各自治体が、一層の地域振興、ふるさとづくりを推進するために相互に情報を交換し、協調を深め、もって広域的課題の解決に取り組むことを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボート場及びその周辺の活用に関する情報の交換と相互交流。
- (2) 青少年の健全な育成と住民に対するボートの普及。
- (3) 地域振興に関する相互の支援。
- (4) 全国市町村交流レガッタ (以下「交流レガッタ」という。)の開催。
- (5) その他必要な事業。

## (組織)

第4条 協議会は、別表に定める市町村で組織し、その首長は、協議会の委員(以下「委員」という。)になる。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 1人

(役員を選任及び任期)

第6条 会長、副会長及び監事は、委員の互選により、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得る。

2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の任期については、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員会)

第8条 役員会は、第5条に定める役員をもって組織する。

2 役員会は、会議の開催に伴う議題の検討及び事業計画、予算、決算等のための調査、研究を行うものとする。

(名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与)

第9条 協議会の目的を達成するために必要な助言及び協力を得るため、協議会に名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与は、会議の議決を経て会長が委嘱する。なお、顧問のうち1人は前会長市町村の首長に委嘱するものとする。

(会議)

第10条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会議開催地の決定に関すること。
- (2) 交流レガッタ開催地の決定に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) 事業計画及び予算に関すること。
- (5) 事業報告及び決算に関すること。
- (6) 新規加入及び脱退に関すること。
- (7) 名誉顧問、特別顧問、顧問及び参与に関すること。
- (8) その他、会長が必要と認めた事項。

2 会議は、年一回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

3 会議の開催地及び日時並びに会議に付すべき事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 11 条 会議は、委員又は委員の代理出席者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議開催地の首長は、会議の議長となり第 10 条の規定による事項を審議しなければならない。

3 審議事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、加盟市町村において負担する会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(加入及び脱退の届出)

第 13 条 協議会への加入及び脱退の届出は、全国ボート場所在市町村協議会加入届(別記様式 1) 及び全国ボート場所在市町村協議会脱退届(別記様式 2)によるものとし会議の決議を経て決定する。

(会費及び会計)

第 14 条 第 13 条に規定する会費は、年額次のとおりとする。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1)人口 10 万人以上の市 | 230,000 円 |
| (2)人口 10 万人未満の市 | 220,000 円 |
| (3)人口 13 万人以上の町 | 170,000 円 |
| (4)人口 3 万人未満の町  | 160,000 円 |
| (5)村            | 130,000 円 |

2 会費算定人口は、当該年度の前年 4 月 1 日現在の総人口とする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局の設置)

第 15 条 協議会の事務局は、会長所在市町村に置く。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し平成 29 年 7 月 14 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し令和 3 年 9 月 14 日から適用する。

附則

この規約は、公布の日から施行し令和 5 年 8 月 31 日から適用する。